令和８年（フ）第３４号
福島県相馬市沖ノ内二丁目３番地の10　沖ノ内レジデンス106
債務者　鈴木　昌男
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第３８８号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3517番地の６
債務者　清水　敦仁
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９６号
茨城県土浦市並木一丁目９番13―３号
債務者　原島みずほ（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第６９６号
栃木県日光市明神1007番地31
債務者　高秀　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２６号
新潟市中央区東堀通１番町501番地１パークサイド白山209号
債務者　大川原祐輝
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５号
富山県魚津市緑町５番11号　セルーラ緑町パートⅠ　201
債務者　植田　久恵
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第３８号
富山県黒部市前沢2427番地１　プラッツクロベ　105号
債務者　朝倉　繁幸
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第３０８号
福井県坂井市春江町江留上大和１番地11
ヴィクトリアコート　307号室
債務者　平瀬　　遊
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１０号
福井市グリーンハイツ10丁目111番地
債務者　川瀬　真一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７５号
長野市大字高田34番地14　メゾンココロ１
債務者　衣川　弘明
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
長野市大字小島412番地　コーポマルミヤＡ102
債務者　安部　広樹
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８４号
長野県佐久市前山113番地８　市営泉団地Ａ―104
債務者　日向　翔海
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第３５５号
滋賀県野洲市乙窪175番地２
債務者　辻　　陽香
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６２号
滋賀県栗東市高野641番地１（202号）　ビバリーマンション
債務者　森下　照美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６９号
滋賀県草津市青地町236番地14
債務者　脇坂　和美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７５号
滋賀県栗東市川辺532番地（Ａ―304）　川辺県営住宅
債務者　橋本　美香
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９０号
滋賀県草津市青地町368番地１　メゾンローズ　106号
債務者　紺谷　伊宏
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部